

奈良市公報

第122号

令和6年6月17日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

規 則

月	日	番号	件名	主管
5	29	34	奈良市公報号外第21号に掲載	消防局総務課
5	29	35	奈良市公報号外第21号に掲載	健康増進課
5	29	36	奈良市公報号外第21号に掲載	市民税課
5	30	37	奈良市公報号外第21号に掲載	人事課

告 示

月	日	番号	件名	主管
5	16	271	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
5	16	272	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
5	16	273	督促状の公示送達	納税課
5	17	274	放置自転車等の保管	環境政策課
5	17	275	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	保護課
5	17	276	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の休止の届出	保護課
5	17	277	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の再開の届出	保護課
5	17	278	生活保護法の規定による医療機関の指定	保護課
5	20	279	奈良市公報号外第21号に掲載	長寿福祉課
5	21	280	奈良市公報号外第21号に掲載	福祉政策課
5	23	281	放置自転車等の保管	環境政策課
5	24	282	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
5	24	283	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
5	24	284	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
5	24	285	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
5	27	286	放置自転車等の処分	環境政策課
5	27	287	放置自転車等の処分	環境政策課
5	27	288	国土調査の実施	土木管理課
5	27	289	農用地利用集積計画の決定	農政課

5	27	290	道路の位置指定	建築指導課
5	28	291	指定納付受託者の指定	市民課
5	29	292	奈良市議会定例会の招集	総合政策課
5	29	293	放置自転車等の保管	環境政策課
5	30	294	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
5	30	295	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
5	31	296	道路の位置指定	建築指導課
5	31	297	道路の供用開始	土木管理課
監 査				
月	日	番号	件 名	
5	29	8	包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名等	
5	29	9	監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知	
公 営 企 業				
月	日	番号	件 名	主 管
5	28	11	奈良市公報号外第21号に掲載	企業総務課
5	29	31	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	共同事務推進課
5	30	12	奈良市公報号外第21号に掲載	企業総務課
5	30	32	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の廃止	共同事務推進課
教 育 委 員 会				
月	日	番号	件 名	主 管
5	16	12	定例教育委員会の開催	教育政策課
議 会				
月	日	番号	件 名	主 管
5	30	4	奈良市公報号外第21号に掲載	議会総務課
災 害 対 策 本 部				
月	日	番号	件 名	主 管
5	24	1	奈良市公報号外第21号に掲載	危機管理課

告

示

奈良市告示第271号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和6年5月16日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 許可の年月日及び番号
令和5年11月30日 奈良市指令整開 第23A-22号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 令和6年5月16日 第1890号
公共施設 令和6年5月16日 第948号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市興善院町2番1、2番2、3番1、3番2及び4番2
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
橿原市葛本町338番地の6
株式会社エターナル住宅流通 代表取締役 田中 昭治
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
道 路：奈良市興善院町3番1及び4番2の各一部
下水道：奈良市興善院町3番1の一部

(令和6年5月16日揭示済)

奈良市告示第272号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和6年5月16日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 許可の年月日及び番号
令和5年12月26日 奈良市指令整開 第23A-23号
令和6年4月16日 奈良市指令整開 第23A-23-1号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 令和6年5月16日 第1891号
公共施設 令和6年5月16日 第949号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市西大寺芝町二丁目1993番1、1996番1、1997番1、1998番1、1999番及び2036番1
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市西区西本町一丁目4番1号
株式会社クリアジャパン 代表取締役 宮崎 勲
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
道 路：奈良市西大寺芝町二丁目1993番1の一部、1996番1の一部、1997番1の一部、1999番の一部及び2036番1の一部
下水道：奈良市西大寺芝町二丁目1993番1の一部、1996番1の一部、1997番1の一部、1999番の一部及び2036番1の一部
調整池：奈良市西大寺芝町二丁目1999番の一部及び2036番1の一部

(令和6年5月16日揭示済)

奈良市告示第273号

令和4年度軽自動車税全期分、令和5年度固定資産税・都市計画税第1期分、第2期分、第3期分、第4期分、令和5年度軽自動車税全期分、令和5年度市・県民税（普通徴収）随1期分、令和5年度市・県民税（特別徴収）1月分、2月分の督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和6年5月16日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 この督促状の対象期別納期限

調定年度及び税目	期別	発送年月日	納期限
令和4年度軽自動車税	全期分	令和5年3月20日	令和5年2月28日
令和5年度固定資産税・都市計画税	第1期分	令和5年5月25日	令和5年5月1日
令和5年度固定資産税・都市計画税	第2期分	令和5年8月18日	令和5年7月31日
令和5年度固定資産税・都市計画税	第3期分	令和5年12月20日	令和5年11月30日
令和5年度固定資産税・都市計画税	第4期分	令和6年3月19日	令和6年2月29日
令和5年度市・県民税（普通徴収）	随1期分	令和6年4月19日	令和6年3月29日
令和5年度市・県民税（特別徴収）	1月分	令和6年3月12日	令和6年2月13日
令和5年度市・県民税（特別徴収）	2月分	令和6年4月12日	令和6年3月11日
令和5年度軽自動車税	全期分	令和6年4月19日	令和6年3月4日

2 この公示送達により変更した後の差押可能日

令和6年5月27日

3 送達を受けるべき者

別紙のとおり

別紙省略

(令和6年5月16日掲示済)

奈良市告示第274号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和6年5月17日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和6年5月8日

3 移動対象区域

新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000 円
原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円 (ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111 (代表)

(令和6年5月17日揭示済)

奈良市告示第275号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和6年5月17日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
中川内科医院	奈良県奈良市あやめ池南二丁目2-9 賀川ビル1F	令和6年 3月31日
駒井皮フ科	奈良県奈良市花芝町23 高橋ビル1階	令和6年 2月29日
青山歯科医院	奈良県奈良市東九条町1014-92-2	令和6年 3月31日
西川歯科医院	奈良県奈良市宝来一丁目8番1号	令和6年 3月31日
奈良調剤薬局 女子大前店	奈良県奈良市西新在家号所町1-1 エールハイツ101号	令和6年 2月29日
オレンジ薬局 奈良店	奈良県奈良市三条町321-4	令和6年 3月15日

(令和6年5月17日揭示済)

奈良市告示第276号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関から事業を休止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和6年5月17日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	休止年月日
なかがわメディカル	奈良県奈良市奈良阪町167	令和6年 3月31日

(令和6年5月17日揭示済)

奈良市告示第277号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により指定医療機関から事業を再開した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和6年5月17日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	再開年月日
こんどう泌尿器科・内科クリニック	奈良県奈良市南京終町710-1	令和6年 3月1日
ミラドラ薬局 学園前駅店	奈良県奈良市学園北一丁目8番11号 かくやビル1階	令和6年

4 月 4 日

(令和 6 年 5 月 17 日掲示済)

奈良市告示第 278 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により医療機関を指定したので、同法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 6 年 5 月 17 日

奈良市長 仲 川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
西川歯科医院	奈良県奈良市宝来一丁目 8 番 1 号	令和 6 年 4 月 1 日
訪問看護ステーションアンジェロ	奈良県奈良市富雄元町三丁目 3-11	令和 6 年 3 月 1 日

(令和 6 年 5 月 17 日掲示済)

奈良市告示第 281 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 6 年 5 月 23 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和 6 年 5 月 15 日

3 移動対象区域

西大寺駅周辺、新大宮駅周辺及び JR 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000 円

原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

(令和 6 年 5 月 23 日掲示済)

奈良市告示第 282 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により西大寺新町二丁目自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 5 月 24 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
事務所の所在地	奈良市西大寺新町二丁目 5 番 19 号	奈良市西大寺新町二丁目 5 番 22 号
代表者の氏名 及 び 住 所	中島 孝之 奈良市西大寺新町二丁目 5 番 19 号	倉本 庄太郎 奈良市西大寺新町二丁目 5 番 22 号

2 変更の年月日

令和6年4月1日

(令和6年5月24日揭示済)

奈良市告示第283号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により秋篠町梅ヶ丘自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和6年5月24日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	稲山 泰道 奈良市秋篠町 1043 番地の 8	中川 トシ子 奈良市秋篠町 1041 番地

2 変更の年月日

令和6年4月14日

(令和6年5月24日揭示済)

奈良市告示第284号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により桜ヶ丘第一自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和6年5月24日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
事務所の所在地	奈良市都祁白石町 1304 番地の 42	奈良市都祁白石町 1304 番地の 40
代表者の氏名 及 び 住 所	水田 周一 奈良市都祁白石町 1304 番地の 42	山本 由紀 奈良市都祁白石町 1304 番地の 40

2 変更の年月日

令和6年4月1日

(令和6年5月24日揭示済)

奈良市告示第285号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により富雄下川自治協議会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和6年5月24日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	向井 一弘 奈良市富雄北一丁目14番10号	弘瀬 嘉夫 奈良市富雄北一丁目5番19号

2 変更の年月日

令和6年5月10日

(令和6年5月24日揭示済)

奈良市告示第286号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示する。

令和6年5月27日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

3 処分年月日

令和6年5月27日

4 処分対象自転車等の移動年月日

令和5年3月8日及び同月27日

(令和6年5月27日揭示済)

奈良市告示第287号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示する。

令和6年5月27日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

3 処分年月日

令和6年5月27日

4 処分対象自転車等の移動年月日

令和5年4月5日、同月17日及び同月26日

(令和6年5月27日揭示済)

奈良市告示第288号

国土調査を行うので、国土調査法（昭和26年法律第180号）第7条の規定により次のとおり公示する。

令和6年5月27日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 事業計画が決定された年月日

令和6年4月1日

2 調査を実施する者の名称

奈良市

3 調査地域

奈良市学園北一丁目、登美ヶ丘一丁目、二名二丁目、鶴舞東町の一部、学園北二丁目、三松一丁目

4 調査期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(令和6年5月27日揭示済)

奈良市告示第 289 号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、改正後の農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定により公告する。

令和 6 年 5 月 27 日

奈良市長 仲 川 元 庸
(令和 6 年 5 月 27 日掲示済)**奈良市告示第 290 号**

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 10 条の規定により公告する。

令和 6 年 5 月 27 日

奈良市長 仲 川 元 庸

申 請 者 住 所	奈良市西大寺東町二丁目 1 番 63 号
申 請 者 氏 名	三和住宅株式会社 代表取締役 小林 正樹
道 路 の 位 置	奈良市富雄北三丁目 2571 番、2576 番 7 の各一部及び 2576 番 5
道 路 の 幅 員	最大 6.79m 最小 5.00m
道 路 の 延 長	29.76m
指 定 年 月 日	令和 6 年 5 月 27 日
指 定 番 号	第 R0515 号

(令和 6 年 5 月 27 日掲示済)

奈良市告示第 291 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 号の 2 の 3 第 2 項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、奈良市会計規則（昭和 40 年奈良市規則第 1 号）第 22 条の 2 第 2 項の規定により告示する。

令和 6 年 5 月 28 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定納付受託者・指定納付受託者に納付させる歳入の種類

指定納付受託者	指定納付受託者に納付させる歳入の種類
東京都港区高輪 1-3-13NBF 高輪ビル 6 階 ソニーペイメントサービス株式会社 代表取締役 中村 英彦	戸籍謄抄本等交付手数料
	除籍謄抄本等交付手数料
	届出又は申請の受理等の証明書交付手数料
	住民票の写し又は住民票記載事項証明書交付手数料
	除票の写し又は除票記載事項証明書交付手数料
	戸籍の附票の写し交付手数料
	戸籍の附票の除票の写し交付手数料
	市税賦課証明手数料
	その他証明手数料

2 指定をした日

令和 6 年 4 月 1 日

3 指定期間

令和 6 年 4 月 1 日から同年 8 月 31 日まで

(令和 6 年 5 月 28 日掲示済)

奈良市告示第 292 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 101 条第 1 項の規定により、令和 6 年 6 月 5 日奈良市議事堂に奈良市議会

定例会を招集する。

令和 6 年 5 月 29 日

奈良市長 仲 川 元 庸
(令和 6 年 5 月 29 日揭示済)

奈良市告示第 293 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 6 年 5 月 29 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和 6 年 5 月 22 日

3 移動対象区域

西大寺駅周辺、JR 奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000 円

原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

(令和 6 年 5 月 29 日揭示済)

奈良市告示第 294 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和 6 年 5 月 30 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

令和 6 年 2 月 8 日 奈良市指令整開 第 23A-31 号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和 6 年 5 月 30 日 第 1892 号

公共施設 令和 6 年 5 月 30 日 第 950 号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市疋田町四丁目 141 番 145 及び 141 番 146（里道含む）

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市中央区瓦町二丁目 4 番 5 号

三都住建株式会社 代表取締役 五十嵐 直秀

5 公共施設の種類、位置及び区域

道 路：奈良市疋田町四丁目 141 番 145 の一部及び 141 番 146 の一部

下水道：奈良市疋田町四丁目 141 番 145 の一部及び 141 番 146 の一部

(令和6年5月30日揭示済)

奈良市告示第295号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和6年5月30日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

令和6年2月14日 奈良市指令整開 第23A-29号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和6年5月30日 第1893号

公共施設 令和6年5月30日 第951号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市二条町二丁目 80 番 1 の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

宇陀市室生多田 682 番地の 6

株式会社井津々 代表取締役 中井 恒治

5 公共施設の種類、位置及び区域

調整池：奈良市二条町二丁目 80 番 1 の一部

(令和6年5月30日揭示済)

奈良市告示第296号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告する。

令和6年5月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

申請者住所	奈良県奈良市平松五丁目 30 番 3-1 号
申請者氏名	リアルアセット株式会社 代表取締役 久保西 竜成
道路の位置	奈良市学園朝日町 656 番 56 の一部
道路の幅員	最大 4.79m 最小 4.79m
道路の延長	28.461m
指定年月日	令和6年5月31日
指定番号	第 R0502 号

(令和6年5月31日揭示済)

奈良市告示第297号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年5月31日

奈良市長 仲 川 元 庸

整理番号	路線名	区 間	延長 (m) 幅員 (m)
------	-----	-----	------------------

1	北部第818号線	白毫寺町1195番3地先から	横井町924番6地先まで	L=76.8 W=8.2~42.5
---	----------	----------------	--------------	----------------------

(令和6年5月31日揭示済)

監**査****奈良市監査委員告示第8号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定に基づき、包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示します。

令和6年5月29日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 寺 川 拓
同 宮 池 明
同 内 藤 智 司

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

- (1) 酒井 康行
省略
- (2) 山岡 正人
省略
- (3) 中井 宏美
省略
- (4) 藤原 慎太郎
省略
- (5) 向 裕司
省略
- (6) 安達 実穂
省略

2 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

令和6年5月28日から令和7年3月31日まで

(令和6年5月29日揭示済)

奈良市監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和6年5月29日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 寺 川 拓
同 宮 池 明
同 内 藤 智 司

保健給食課

監査結果公表日 令和6年3月29日（奈良市監査委員告示第4号）

措置結果通知日 令和6年5月22日

[監査の結果]	[措置の内容]
教育委員会の附属機関である奈良市学校結核対策委員会の委員に対して、費用弁償が支給されていなかった。	奈良市学校結核対策委員会の委員に対する費用弁償について、奈良市報酬及び費用弁償に関する条例第5条の規定を適用し、職員等の旅費に関する条例別表第

委員がその職務のために旅行したときは、奈良市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和27年奈良市条例第30号)の規定により、あらかじめ定められた額を費用弁償として支給する必要がある。

今後は、条例の規定に基づき支給額をあらかじめ定めた上で、適正に支給されたい。

3項に掲げる職員の旅費相当額を支給する旨、令和6年4月1日付けで市長決裁を受けました。

今後は、当該規定を基に適正に費用弁償を支給してまいります。

(令和6年5月29日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第31号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和6年5月29日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
ツーエス設備	吉田 毅	大阪府交野市藤が尾6丁目13番3号	令和6年5月9日

(令和6年5月29日揭示済)

奈良市企業局告示第32号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第7条の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者から給水装置工事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示する。

令和6年5月30日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	届 出 日
吉田風呂製作所	吉田 晃	奈良市神殿町640番地	令和6年5月27日

(令和6年5月30日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第12号

令和6年5月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則(昭和57年奈良市教育委員会規則第12号)第3条第2項の規定により告示します。

令和6年5月16日

奈良市教育委員会

教育長 北谷 雅人

1 日 時

令和6年5月21日(火) 午前10時から

2 場 所

奈良市役所 中央棟地下1階 B1会議室

3 会議に付すべき事案

教育長報告

教育長報告(1) 令和6年度6月補正予算要求額について

教育長報告(2) 財産の取得について

議事

議案第3号 市長の権限に属する事務の補助執行に係る協議について

議案第 4 号 奈良市文化財保護審議会委員の解嘱及び委嘱について

議案第 5 号 令和 7 年度使用奈良市立高等学校教科用図書選定委員会委員及び研究員の委嘱又は任命について

議案第 6 号 令和 7～10 年度使用奈良市立中学校教科用図書選定委員会委員及び研究員の委嘱又は任命について

議案第 7 号 奈良市いじめ防止連絡協議会委員の委嘱又は任命について

議案第 8 号 奈良市いじめ対策検討委員会委員の委嘱又は任命について

議案第 9 号 令和 6 年度奈良市教育支援委員会委員及び調査員の解嘱又は解任及び委嘱又は任命について

議案第 10 号 奈良市立図書館協議会委員の委嘱又は任命について

その他報告事項

その他報告事項 (1) 奈良市立中学校におけるいじめ事象について

傍聴受付は、開催日の午前 9 時から午前 9 時 50 分まで、教育政策課にて行います。定員は 5 名で、定員になり次第締切させていただきます。

(令和 6 年 5 月 16 日揭示済)